

2009年1月28日

各 位

オリックス生命保険株式会社

満15歳未満の方を被保険者とする
死亡保険契約の取扱い中止について

オリックス生命保険株式会社（本社：東京都新宿区、代表取締役社長：水盛 五実）は、2009年4月1日をもって、満15歳未満の方を被保険者とする死亡保険契約の取扱いを中止することといたしました。

保険法改正に係る法制審議会・金融審議会の審議において、保険金目当ての子供の殺人といったモラルリスクを憂慮して、死亡保険金額には一定の制限を設けるべきであるという意見が出されておりました。これを受け当社では、死亡保障の開始が2009年4月1日以降となる死亡保険につきましては、満15歳未満の方を被保険者とする契約の取扱いを中止することといたしました。具体的な商品は以下のとおりです。

< 満15歳未満の方を被保険者とする契約の取扱いを中止する商品 >

- ・ 無配当 解約払戻金抑制型定期保険 ファインセーブ
 - ・ 無配当 低解約払戻定期保険 ロングターム7
 - ・ 無配当 解約払戻金抑制型収入保障保険 大黒様
 - ・ 無配当 年齢群団定期保険 短期定期保険
 - ・ 無配当 定期保険
 - ・ 無配当 終身保険
 - ・ 無配当 養老保険
 - ・ 無配当 新がん保険(2002) 型()
 - ・ 無配当 七大生活習慣病入院保険入院医療特約付 医療保険 CURE-S ()
- () 死亡保障があるため、対象となります。

該当する保険契約をご検討中のお客さまにはご迷惑をおかけいたしますが、本件を取り巻く社会情勢などをご賢察いただき、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、死亡保障のない医療保険などの商品につきましては、現行どおり取扱いを継続いたします。

< 本リリースに関するお問合せ >
オリックス生命保険株式会社 経営管理部 / 時枝・戸張
TEL : 03 - 5326 - 2605